

地域コミュニティ組織 に係る施策ガイドブック

令和4年3月
大分県おおいた創生推進課

目次

はじめに	1
行政の支援策	2-3
宇佐市役所の支援	4-9
臼杵市役所の支援	10-15
大分市役所の支援	16-21
豊後大野市役所の支援	22-27
まとめ、解説	28-30

はじめに

I 本ガイドブックのコンセプト

このガイドブックは、地域コミュニティ組織の設立推進や関連施策の見直し等を検討する市町村職員の皆さんを対象に作成しました。

地域コミュニティ組織に対する支援については、自治体ごとに地域の実情に応じた様々な施策が展開されていますが、本ガイドブックでは、先進的に地域コミュニティ組織の育成を進めている県内4市の事例を取り上げ、それぞれの特徴を解説することで、他の市町村職員の皆さんの一助となることを目的としています。

II 本ガイドブックの構成

事例として取り上げた市ごとに、①地域コミュニティ組織の状況、②支援の背景や歴史、③各種支援策を「行政の支援5点セット」として整理しています。更に、各市の特徴的な支援策の解説やそれらの支援を上手く活用している地域コミュニティ組織の事例紹介をとりまとめています。

また、最後に4市の事例を基に「行政の支援5点セット」の要点を解説しています。

一 謝 辞 一

本ガイドブックの作成にあたり、取材にご協力いただいた各市役所の担当者の方、地域コミュニティ組織の皆さんに厚く御礼申し上げます。

行政の支援策 (行政の支援の5点セット)

地域コミュニティ組織の設立や持続的な運営の推進にあたり、市町村の支援は必要不可欠である。

このガイドブックでは、市町村の支援策を大きく5つに分類し、「行政の支援5点セット」として紹介する。

【支援1】 設立・運営のノウハウ提供

- ① ポイント : マンネリ化を防止し、組織の発展に向けた「気づき」を与えるため、組織設立時だけでなく、定期的なノウハウの提供を行うことが重要。
- ② 支援の例 : ガイドブックの作成、研修会・交流会の開催、優良事例の紹介
- ③期待される効果 : 運営体制の強化、新たな事業展開のきっかけづくり
組織間の連携、各種情報提供の場づくり

【支援2】 人的支援

- ① ポイント : 地域コミュニティ組織と行政が綿密に連絡が取れるように、専任職員を配置することが理想。
職員の配置が困難な場合は、地域おこし協力隊や中間支援者の活用も有効。
- ② 支援の例 : 専任職員・地域おこし協力隊の配置、中間支援者の活用等
- ③期待される効果 : 地域の人的負担軽減、運営体制の強化、行政と組織間の連携強化
外部人材の活用による新たな知見やアイデア取得

【支援3】 財政的支援

- ① ポイント : 地域コミュニティ組織の運営を安定させ、地域活動の活性化を図るためにには、**1組織あたり200万円前後**の財政支援が必要。また、組織の創意工夫により、自立的なコミュニティ活動を促すためには、従来個別に交付してきた補助金や委託料などを「**一括交付金**」として交付し、地域の裁量により柔軟な活用ができる制度設計が望ましい。
- ② 支援の例 : 運営・活動資金、事務局人件費支援等
- ③期待される効果 : 事務局機能の強化、活動の拡充
組織運営の安定化

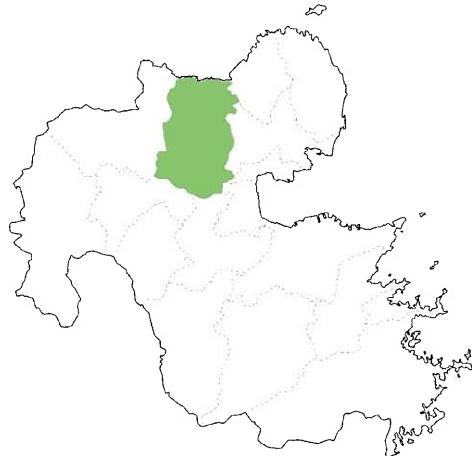
【支援4】 拠点施設の提供

- ① ポイント : 拠点施設を準備することで、事務局員を配置でき、組織と地域住民が連携を図りやすくなる。また、活動スペースがあれば健康サロンなどの各種活動も実施しやすくなる。
市町村の所有している施設を無償貸与するケースが多い。
- ② 支援の例 : 公民館、旧小学校の貸与、指定管理制度の整備等
- ③期待される効果 : 事務局機能の強化、活動の拡充
地域内の情報集約や連携の強化

【支援5】 正当性の付与

- ① ポイント : **地域コミュニティ組織の認定制度**などを設けることにより、組織の正当性が付与され、地域の中心組織として住民が活動しやすくなる。また、自治体内部においても、組織に対する**支援の根拠を明確化**することができる。
- ② 活動の例 : 地域コミュニティ組織又は活動計画の認定、協定の締結等
- ③期待される効果 : 地域の中心的組織として内外に周知
自治体内部における支援根拠の明確化

宇佐市の取り組み



①宇佐市のコミュニティ組織(まちづくり協議会)

宇佐市では、平成20年度からコミュニティ組織としてまちづくり協議会(以下まち協)の設立を推進している。県内でも先行して組織の設立が進められ、令和3年度3月現在、19地区でまち協が設立されており、全国的な先進地として紹介されることも多い。

また、宇佐市は、地域の課題解決への対応や将来像を盛り込んだ「まちづくり計画書」を策定したまち協と「地域コミュニティ推進事業協働協定」を締結し、後述する様々な人的支援や財政支援等を行っている。

②宇佐市のコミュニティ組織の設立推進の背景

宇佐市役所では、平成20年度に策定した「宇佐市協働のまちづくり指針」(以下、指針)」を皮切りに、旧町部の佐田地区と南院内地区をモデル地区としてまち協の設立支援を開始した。将来的には旧市中心部を含む市内全域での設立を目指している。

平成21年8月には「宇佐市地域コミュニティビジョン」(以下、ビジョン)」を策定し、小学校区での組織形成を明記するとともに、それまでの「行政主導・住民主体」から「住民主体・行政支援」に方針を改め、住民自治の実現を掲げている。また、平成23年3月には指針とビジョンを推進するための具体策を記した「宇佐市協働のまちづくり行動計画」(以下、行動計画)」を策定した。

[平成20年] 宇佐市協働のまちづくり指針

- ・協働のまちづくりを進めるための基本的な考え方や推進方策を明示
(市民力、相互力、行政力の3つの力による様々な協働によりまちづくりを推進)
- ・モデル地区選定(佐田、南院内)

モデル地区の組織設立を踏まえてビジョンを策定

[平成21年] 宇佐市地域コミュニティビジョン

〈概要〉

- ・地域コミュニティ組織の形成
「協働による住民自治の実現」
- ・地域コミュニティ推進範囲
合併による旧町部の周辺地域(9地区)から設立
- ・住民参加の場づくり
- ・地域ごとのまちづくり計画の策定
- ・行政支援の拡充
→財政支援：ふるさと応援寄附金制度の創設
→人的支援：まちづくり推進課に加え、各支所の地域振興課も担当課として明記

[平成23年] 宇佐市協働のまちづくり行動計画

まちづくり指針とコミュニティビジョンを推進するための具体策とスケジュールを明示

〈行政支援の具体策〉

- ①地域コミュニティ組織運営交付金の創設
 - ・自立運営事業
(事務局運営費)
 - ・まちづくり計画実践活動事業
(計画に基づく活動経費)
 - ・ふるさと応援寄附金活用事業
(前年度のふるさと応援寄附金額)
- ②地域おこし協力隊の配置
(1名につき2~3地区を担当)

地区からの声
「他の協議会の様子
が知りたい」

[平成24年] 地域コミュニティ組織連絡協議会の設置

- ・対象：市内すべてのまち協
- ・参加者：まち協の会長、事務局
- ・回数：年に3回程度
- ・内容：市役所から各種制度の説明や情報提供
各組織の紹介と現在のお困りごとの共有
(地域おこし協力隊の活動報告等も同時開催)
- ・効果：コミュニティ組織についての理解促進や情報共有



③宇佐市役所の支援の5点セット

項目	ノウハウ	人的支援	財政的支援	拠点施設	正当性
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ組織連絡協議会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課の拡充 ・地域おこし協力隊の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ組織運営交付金 (3つの交付金を一括交付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営施設の使用料免除 ・市営施設以外は <u>12万円を上限として交付金を増額</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の締結 ・計画書の認定制度

ポイント①

人的支援「地域おこし協力隊の活用」

令和4年3月現在、宇佐市役所では、まち協の活動支援を行う7名の地域おこし協力隊を配置している。隊員は1名で複数の組織を担当し、各地域の実情に合わせた支援を行っている。特に、まち協の事務局は60代以上の男性が多く、協力隊員は広報活動やSNSでの情報発信など事務局が不得手な分野を支援することも多い。

宇佐市の協力隊員は、任期後も担当地域に住み続けることが多く、定住率も県内で上位である。また、市役所の移住支援や公民館の職員、古民家カフェの経営、まち協の事務局員を担うなど、地域と深く関わり続けるケースも多い。

ただし、年々各まち協の活動の幅が広がり、求められる支援内容も高度になっているため、まち協のニーズと隊員の得意分野のマッチングに留意する必要がある。市役所では、オンラインを活用した隊員希望者との面接など次世代の隊員確保のため、積極的に募集活動を行っている。

[地域の声]

現在のまちづくり協議会の取り組みは、歴代の地域おこし協力隊員がいなければ難しかったと思います。新しい意見や、考え方は地域にとって刺激になります。積極的に地域のイベント等にも参加してもらい大変助かっており、今後とも共に頑張っていきたいです。



[地域おこし協力隊員の声]

地区の方はみなさん優しく、活動自体もやりがいがあり勉強になっています。一方で、複数の地区を担当するため、地区によって関わり方を考えなければいけません。自分自身のできることを日々意識しながら取り組んでいます。



地域おこし協力隊の活動報告会の様子



地域おこし協力隊員の発表の様子



ポイント②

財政的支援「ふるさと納税の活用」

地域コミュニティ組織に対する宇佐市の財政的支援は、①事務局経費を支援する「自立運営事業」、②活動費用に充てられる「まちづくり計画実践活動事業」、③「ふるさと応援寄附金事業」の3つで構成されており、「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金」として一括交付している。

自立運営事業とまちづくり計画実践活動事業は、世帯数や自治区数に応じ交付され、組織の自立を目指しているため、設立から10年経過すると交付額の最大1/4を減額する。

特徴的なのは、前年度の地区へのふるさと寄附金額(ふるさと納税額)を各まち協に交付するふるさと応援寄附金事業である。各まち協は、寄附金を確保するため、地区の出身者などに直接声をかけたり、協議会のホームページを充実させるなど、各自で財源確保に向けた働きかけを行っている。



[ふるさと応援寄附金の例]

旧安心院町の津房地区まちづくり協議会では、毎年度60万円程度の指定寄附があり、翌年度に交付金として交付される。また、協議会が返礼品の登録業者でもあり、返礼品の注文が入れば、商品代としても収入が得られる。

寄附者は地区の出身者が多く、協議会から定期的に地区の活動をお知らせする広報誌等を送付し、継続的な支援に繋げている。

実際の振込用紙

07 福岡	申込年月日	支 付 金 額	公 開 料 金 支 付 申 込 者 名 称
017502	960292	全 額	宇佐市

申込年月日	支 付 金 額	公 開 料 金 支 付 申 込 者 名 称
017502	960292	宇佐市

申込年月日	支 付 金 額	公 開 料 金 支 付 申 込 者 名 称
017502	960292	宇佐市

申込年月日	支 付 金 額	公 開 料 金 支 付 申 込 者 名 称
017502	960292	宇佐市

〇〇地区と協議会を指定して、振込が可能。

<まとめ> 制度を巧みに利用したまち協支援

宇佐市の施策は、ふるさと納税や地域おこし協力隊といった国の制度をまち協の支援に活用している点が大きな特徴である。両制度とも、まち協に対する支援として相性も良く、事務局の負担軽減や財源の獲得に結びついている。また、活動費のみならず、事務局経費を支援している点も宇佐市の施策の特色の一つである。

宇佐市では、こうした制度を巧みに活用しながら、住民主体による協働のまちづくりの実現に向けて着実に成果を挙げつつある。

安心院地区まちづくり協議会 (宇佐市 安心院地区)

地域コミュニティ
組織の事例

地区について

安心院地区は平成23年に安心院地区まちづくり協議会(以下協議会)を設立し、今年で11年目となる。地区内に小中高校があり、教育機関と連携した活動を積極的に行っている。

昨年度設立10年目を迎える、次の10年に向けたまちづくり計画書の策定に際して、大分大学経済学部の学生、安心院高校生にも参加してもらい、多世代の意見を取り入れたまちづくり計画書を策定した。

活動について

協議会は、「いきいき健康まちづくり部会」、「郷土を愛する人づくり部会」、「安心安全なまちづくり部会」の3部会で構成される。

安心安全なまちづくり部会の美化活動は、小学生を巻き込み年4回実施しており、設立当初から行う協議会を代表する活動である。

また、生き生き健康まちづくり部会の柱として新たに始まった取組が、地区内の困りごとを解決する「安心院暮らし安心サポート」である。計画書の見直しきっかけに企画されたもので、宇佐市社会福祉協議会の支援体制をベースに、安心院地区内にモデル区を設け、高齢者宅周辺の草刈りなどの活動を開始しているこれは、まちづくり。



5点セットの活用

協議会では、地域おこし協力隊の支援により、活動の幅を広げることにつながっている。「安心院暮らし安心サポート」では、地域おこし協力隊の居住区をモデル区に選定し、支援者・利用者双方の調整役を担っている。また、協力隊の尽力により、協議会の情報発信と住民の声を収集するための「安心院まちづくり協議会LINE」を作成した。協議会にとって、地域おこし協力隊はなくてはならない存在である。

これから安心院地区 いくの -協議会事務局長 生野さん-

常に住民の声に耳を傾け、地域になくてはならない協議会にするとともに、あらゆる人が気軽に活動に参加できる環境づくりを目指している。そのために、協議会独自でポイントカードを作成し、様々な活動に参加した際にポイントを付与し、商店街で使用できる仕組みを導入している。「安心院暮らし安心サポート」活動は支援者利用者とともに会員を増やし、少しずつ周知させ他区へ広げていく予定だ。

東院内地区まちづくり協議会 (宇佐市 院内町 東院内地区)

地域コミュニティ
組織の事例

地区について

東院内地区は仏像や石橋、戦国期遺構の副城址など貴重な歴史文化遺産が残る地区であり、東院内まちづくり協議会(以下協議会)は、平成24年に宇佐市内のモデル地区として設立した。

協議会は、令和3年で設立10年目を迎えたことから、大分大学の学生とともにまちづくり計画書の改定を行った。新体制では、協議会の事務局員3人を、それぞれ3つの部会に配置し、協議会全体で活動を支えることとしている。

活動について

協議会の活動は、多世代交流事業や安全安心をテーマにする「まちづくり部会」、高齢者や障がい者、子育て支援に取り組む「福祉生活部会」、副城址まつりなど自然環境・観光資源・歴史の保全をテーマにする「文化教育部会」に分かれている。

コロナ禍で多くの活動が中止されたが、屋外体操教室や弁当配布を実施するなど、工夫を凝らしながら活動を継続している。

また、令和元年より「地域の支え合い事業」を開始し、障子張替や墓地の除草など日々の小さな困りごとの解決に一役買っている。



5点セットの活用

協議会では、ふるさと応援寄付金活用事業を活用し、地域の支え合い事業のスタッフ人件費に充てている。また、地域おこし協力隊と連携して、協議会が行う福祉活動に関するアンケートを実施するなど、人的・財政的な支援を受けながら運営を行っている。

これからの東院内地区 -協議会 山下さん、中尾さん-

今後は地域の支え合い事業に力を入れていく予定だ。事業開始前にアンケートによるニーズ調査を実施し、毎月出す会報誌で利用者・スタッフともに募集を行ってきた。令和2年度は半年で10件ほど依頼があったが、今後は支援内容や体制を整え、さらに利用者を増やしていきたい。

臼杵市の取り組み



①臼杵市のコミュニティ組織(地域振興協議会)

臼杵市では、市内全域である18の旧小学校区単位で地域振興協議会(以下協議会)が設立されている。活動内容や運営方法は、協議会の主体性に任せており、朝市やワンコイン居酒屋などの各種イベント、健康食品の販売による自主財源確保、支え合い活動による地域の困りごとの解決など、各協議会の創意工夫により様々な活動が展開されている。

市では、**地域コミュニティ組織の認定制度**を設けており、認定した組織に対して各種支援を行っている。加えて、後述する地域懇談会等を開き、協議会同士の関係づくりにも積極的に取り組んでいる。

②臼杵市のコミュニティ組織の設立推進の背景

現市長就任時の平成21年に、政策の柱として「**支えあうネットワークが働く、協生の社会づくり**」が掲げられ、地域活動の将来を担っていく組織として、旧小学校区単位で協議会の設立を推進してきた。

平成21年10月より下ノ江地区、田野地区の2地区をモデル地区に設定して、令和2年9月までに臼杵市全域となる18地区で協議会の設立が完了した。設立までの手順としては、基本的には地区からの要望に応じて説明会を開催し、設立支援を実施するようにしている。

また、平成21年より協議会担当職員を1名配置したほか、各地区的現住職員や出身職員が地区のイベント等のサポートに入る「**地域パートナー制度**」も導入しており、行政と各地区のパイプ役を担っている。

【平成21年】

コミュニティ組織推進当初

- ・モデル地区の選定(下ノ江、田野)
- ・人的支援(地域パートナー制度)
- ・財政的支援(事務局費の確保：集落支援員制度の活用、公民館の所管課との協議)



モデル地区の
組織設立を踏まえて制定

【平成25年】

臼杵市まちづくり基本条例

- ・市の地域コミュニティへの支援
協働について明記
- ・財政支援
(事務局費+4つの活動補助金)
①設立記念補助金
②一般活動費補助金(地域住民対象の活動)
→参加者×300円、上限10万円
③特別活動費補助金(地域外との交流や
自主財源確保などの活動)
→上限30万円
④運営経費補助金
- ・市が協議会に対して認定証を交付

地区からの声

「協議会同士の連携が必要」



【平成27年】
地域振興懇談会の設置

地域運営組織の先進地等から講師を
招く勉強会や振興協議会同士の活動報告会

【令和2年】
コミュニティ助成事業の拡充

地域活動の中止が相次いだため、
コロナ禍で活用可能な補助金を用意

- ・一般環境整備(上限30万円)
→草刈りや美化の保全整備
- ・居住環境整備(上限30万円)
→地域内の空き家対策及び
空き家バンクへの物件登録推進
(登録1物件あたり3万円の奨励金)

地区からの声

「コロナ禍で活動ができない・・・」

③臼杵市の支援の5点セット

項目	ノウハウ	人的支援	財政的支援	拠点施設	正当性
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興懇談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域パートナー制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援員の配置による間接的な事務局経費の支援 (地域支援員制度を活用) ・各種補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館 ・旧小学校 ・市の遊休施設等を無償で貸出 ・防災機能を兼ねたコミュニティセンターの新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ組織の認定制度

ポイント

人的支援「地域パートナー制度」

臼杵市役所では、各地区の出身職員や現住職員を「地域パートナー」として選出(令和3年度現在56名)し、協議会が行うイベント運営や補助金の事務手続き支援など、事務局の負担を軽減するためのサポート制度を設けている。1地区あたり2~3名でサポートしており、選出された職員は組織設立の準備段階から携わっている。その際、地区側のニーズと地域パートナー職員の意向等をしっかり調整して、地域に入ってもらうよう配慮している。

また、課長級から新人職員まで幅広く選出されているが、バランスよく配置するとともに、退職者が出了場合は新たな職員を選出し、残った地域パートナーに過度な負担がかからないよう留意している。

[地域パートナーの声] 50代男性職員(臼杵市野津町川登地区)

地域パートナーとして、設立前から携わってきました。イベント運営支援や、広報紙作成のお手伝いをしています。他にも、各種申請書類のサポートなどもしています。

私自身、川登地区の出身であり、現在も住んでいるため、頼られることも多いのですが、協議会のみなさんが主体となって動けるように、あくまでサポートに徹しています。

今後は野津町の協議会が協力できるような取り組みをサポートしていく、野津町全体を盛り上げていきたいです。



[地域パートナーの声] 20代男性職員(臼杵市佐志生地区)

佐志生地区的組織設立後に地域パートナーとして携わっています。

佐志生地区的出身であり、大学時代から、協議会の活動等には参加していたため、地域パートナーとして活動することに、特に抵抗はありませんでした。

現在は、専門部会にも所属しており、毎月の会議に出席しています。まだ、入庁して日が浅いので、協議会に携わることで、様々な知識を得ることができ、大変助かっています。



〈まとめ〉 地域の自主性を重視した支援

臼杵市では、協議会の自主性に任せて組織運営が行われているが、それだけでは行政や各協議会との連携が取りづらくなるため、地域パートナー制度や地域振興懇談会の開催によりそれらを補っている。臼杵市では、すべての地区で協議会が設立し、活動が活発になってきたため、地域パートナーの益々の活躍が期待される。

下ノ江地区ふれあい協議会 (臼杵市 下ノ江地区)

地域コミュニティ
組織の事例

地区について

下ノ江地区ふれあい協議会(以下協議会)は、平成21年度に臼杵市の協議会第一号として設立した。下ノ江地区は、協議会の設立前に「下ノ江地区ふれあいセンター(コミュニティセンター)」が置かれ、世代交流活動などに積極的に取り組んでいた地区である。

協議会設立後は、従前の活動に加えて、総合型地域スポーツクラブである「下ノ江よろうちクラブ」を作り、スポーツイベントの開催など地域住民全員が参加できる組織を目指している。

活動について

協議会の活動は、従前のふれあいセンター活動の流れを汲む、5つの専門委員会と、下ノ江よろうちクラブ、福祉推進協議会関係活動等様々な活動に取り組んでいる。どの活動も多数の地域住民が参加しており、大きな盛り上がりを見せている。

その活動の中でも、JR下ノ江駅を活用した、「立ち飲み食堂」は地区内外から多くの来客があり、協議会の名物イベントである。これまでに11回開催しており、市の支援等に頼らず、利益を生み出すまでに成長している。



5点セットの活用

協議会では、市の補助金、特に一般活動補助金を活用することで多くの活動を実施している。

また、拠点施設である下ノ江ふれあいセンターは、誰でも気軽に立ち寄れる場となっていることから、地域住民のアイデアを取り入れながら、地域全体を巻き込んだイベント開催につなげている。

これからの下ノ江地区 -協議会 大戸さん、佐藤さん、伊東さん-

協議会では、今後福祉分野や地域環境保全にも積極的に取り組もうと考えており、今まで以上に安心安全な下ノ江地区を目指し活動していく予定だ。

また、令和元年度から名物の「立ち飲み食堂」などの交流イベントが実施できていないが、根強いファンも多く、復活が待ち望まれているため、現在再開に向けて準備を進めている。

中央地区振興協議会 (臼杵市 中央地区)

地域コミュニティ
組織の事例

地区について

中央地区振興協議会(以下協議会)は、臼杵市内で15番目の組織として平成27年度に設立した。

中央地区は、市内の振興協議会の中で2番目に人口が多く、臼杵祇園祭りやうすき竹宵など市を代表するイベントが行われる地区である。

協議会は、臼杵市中心部の立地を活かし、地元の商店街や小中学校と連携した地域活性化や防災活動等に力を入れて取り組んでいる組織である。

活動について

協議会の活動は、大きく福祉・防災・イベントに分けられ、それぞれ福祉部会・防災部会・地域伝統部会が担当している。各部会の代表的な活動としては、福祉部会の健康教室、防災部会の小中学校連携による合同避難訓練、地域伝統部会の「ちょい呑みコンサート」が挙げられる。

令和2年度以降は、大規模イベントが軒並み休止となったものの、商店街と連携して「テイクアウトランチ」を開催するなど、コロナ禍でも地域活性化に積極的に取り組んでいる。



5点セットの活用

臼杵市管轄の「中央地域ふれあい交流館『ほっと館』」内に協議会事務局を設けており、住民の寄り合い場になっている。住民から積極的に意見を言ってもらうことで、新しいイベントなどのアイデアが生まれている。これがイベントをスムーズに計画実施できる一番の要因である。

これからの中央地区 -協議会 事務局長 三田村さん-

コロナ禍をきっかけに、新しい取り組みの1つとして、YouTube配信によるオンラインコンサートを成功させた。これからも協議会の繋がりを利用しながら新しいことにチャレンジしていく予定だ。

今後は、コロナ禍以前の各種イベント、特に大規模イベントを再開させ、地区に活気を戻したいと考えている。これらの活動は人が過密になりやすいことや、飲食が絡むことが課題であるため、再開するための準備を行っていく。

上浦・深江振興協議会 (臼杵市 上浦・深江地区)

地域コミュニティ
組織の事例

地区について

上浦・深江振興協議会(以下協議会)は、平成25年に設立し、上浦と深江の2つの校区が協働して運営している。上浦・深江地区の高齢化率は59%で、臼杵市の振興協議会の中で最も高いものの、協議会設立前から、廃校になった深江小学校をイルミネーションするなど、まちおこしに積極的な地域である。協議会では、執行部会、交流・イベント部会、福祉・健康部会、防災・安全部会の4つを置いている。

活動について

協議会では、地区内外の方が楽しめるイベント開催に力を入れており、海に面した地区ならではの活動を行っている。

特に、地元団体の磯端会議と共に催す「大漁まつり」は、来場者が1,000人規模になることもある地域の一大イベントであり、貴重な自主財源が確保できる活動となっている。

その他、深江地区漁民広場をライトアップする「イルミネーションフェスティバル」など、新たな観光資源の創出にも取り組んでいる。



5点セットの活用

協議会設立前から活発な地域であったが、特別活動費補助金(地域外との交流や自主財源確保などの活動費助成)などを活用することで更に活動が盛んになっている。また、集落支援員制度の活用により、専任の事務局員を配置することで、事務局を中心の協議会運営を実現している。

これからの上浦・深江 -協議会 薬師寺さん、真嶋さん-

コロナ禍で協議会の主なイベントが軒並み中止になり、地区のみなさんのモチベーションも少しずつ低下している。そのため、収束した後に、今まで以上に活動を活発にできるように、事務局を中心に議論を重ねている。地区に住んでいる方以外にも、上浦・深江地区を知つてもらえるように積極的に情報発信を進めていく。

大分市の取り組み



①大分市のコミュニティ組織(まちづくり協議会)

大分市では、令和3年度現在、22の校区でまちづくり協議会(以下まち協)が設立している。基本的には、各校区からの手上げ方式で設立の準備に取り掛かり、地域住民の勉強会からスタートする。まち協が設立した際には、市長の認定をもって「地域づくり交付金」を交付することとしている。

大分市のまち協は、他市町村の組織に比べて、世帯数も多く、自治会も活発に活動しているため、単一の自治会だけでは取組が難しい伝統文化の伝承や地域全体での防災活動などを行っているのが特徴である。

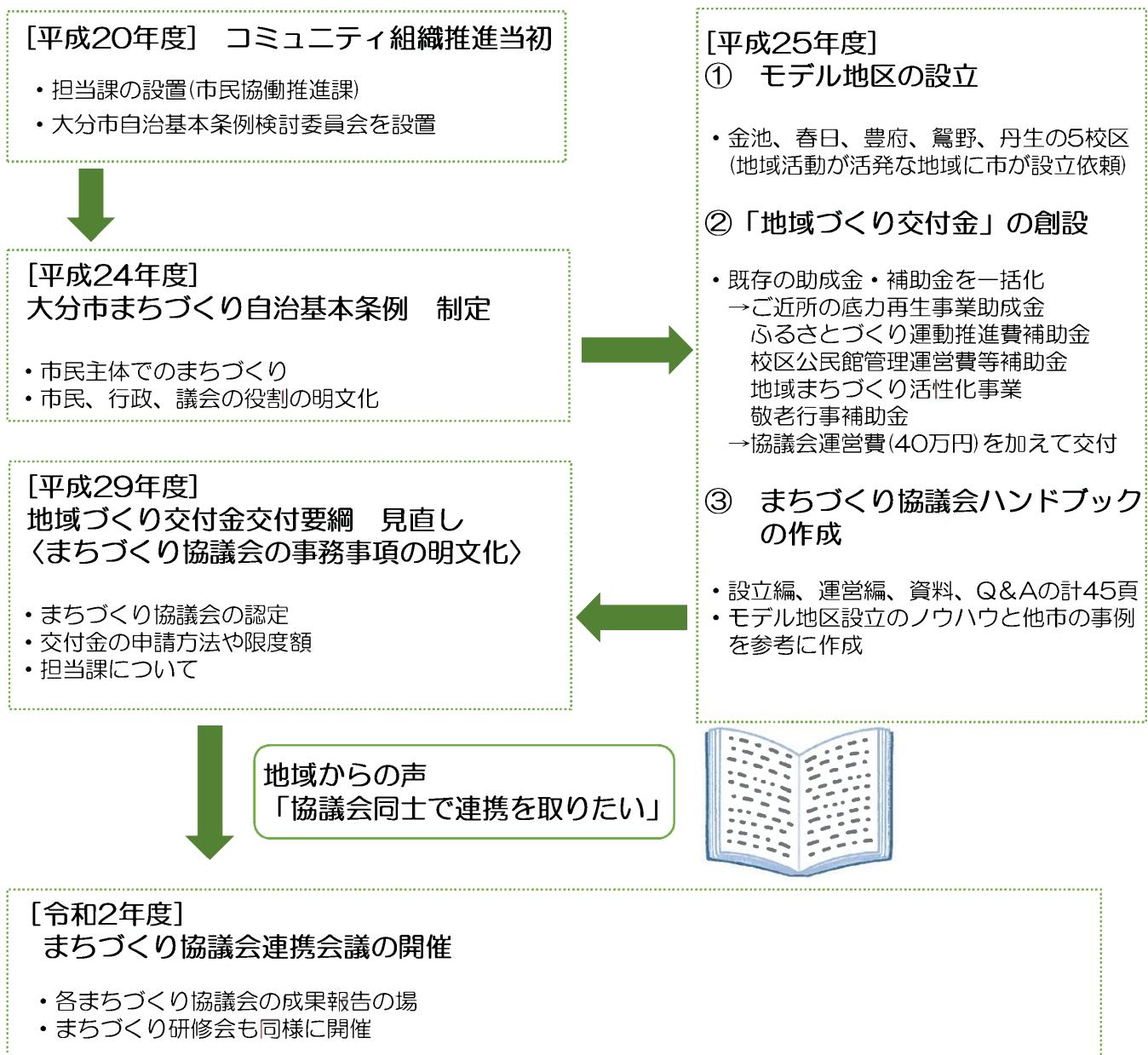
②大分市のコミュニティ組織の設立推進の背景

大分市では、市民協働のまちづくりを推進しており、その推進のためコミュニティ組織の担当課である市民協働推進課を新設、平成24年度に「大分市まちづくり自治基本条例」が制定された。

その後、平成25年度に金池、春日、豊府、鶴野、丹生の5地域をモデル地区として、まち協設立に向けた準備を始めた。同年度に「地域づくり交付金」を創設するとともに、「まちづくり協議会ハンドブック」を作成し、まち協設立に合わせて市の支援体制も整えた。

地域づくり交付金は、当初より時限措置はなく、元々あった各種自治会等へ交付する助成金・補助金をひとまとめにし、そこに協議会運営費(40万円)を加えて一括交付している。

令和2年度には「まちづくり協議会連携会議」を開催し、協議会同士の連携強化や情報共有にも取り組み始めた。



③大分市の支援の5点セット

項目	ノウハウ	人的支援	財政的支援	拠点施設	正当性
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議の開催 ・まちづくり協議会 ・ハンドブックの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・専任部署の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり交付金(5つの助成金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区公民館等の無償貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の認定

ポイント

多様なノウハウの提供

大分市では、まち協に対して様々な方法でノウハウの提供を行っている。

その一つが、平成25年度に作成した「まちづくり協議会ハンドブック」である。ハンドブックには、組織設立のプロセスや運営についてのアドバイス、交付金の要綱、組織図例、規約例などを記しており、これ一冊で地域住民の疑問をある程度解決できるよう情報を盛り込んでいる。また、ハンドブックがあることで、職員の負担軽減にもつながっており、担当職員の部署異動の際にも活用されている。

二つ目は、令和2年度より開始した「まちづくり協議会連携会議」で、まち協の取組事例紹介や適宜情報提供を行うことで、各まち協の更なる発展に向けて取り組んでいる。

[まちづくり協議会ハンドブック目次]

〈設立編〉

- ・まちづくりの必要性
- ・これからまちづくり、まちづくり協議会とは
- ・設立するメリット、まちづくり協議会の役割
- ・権限と責任、組織、設立にあたっての心得
- ・設立の流れ

〈運営編〉

- ・会議の開催、広報活動
- ・事業計画、予算編成、まちづくり協議会の財源
- ・地域づくり交付金
- ・会計処理

〈資料〉

- ・協議会規約見本、組織図例、提出様式

〈Q&A〉

[連携会議参加者の声]

- ・様々な協議会の取組事例が聞けて大変参考になった。
- ・他の協議会の方々と直接交流することができる貴重な機会であり、良い経験になった。
- ・共通の課題を抱えていることが分かった。もっと意見交換したいと思った。



〈まとめ〉 事務局を支えるノウハウ支援

大分市のまち協は、1地区あたりの人口や交付金の金額も多く、協議会事務局の負担も大きい。そのため、市は、ハンドブックの作成や連携会議の開催により、少しでも事務局の負担を軽減し、出来るだけ早く自走できる体制が整えられるようノウハウの支援を行っている。

ノウハウの支援は、財政的支援や人的支援に比べ、支援の優先順位が低くなる傾向にあるが、協議会の自立を促すための大切な支援の1つである。

豊府の郷町づくり推進協議会 (大分市 豊府校区)

地域コミュニティ
組織の事例

校区について

豊府校区は、平成25年度に豊府の郷町づくり推進協議会(以下協議会)を設立し、令和4年度で9年目になる。

協議会内に部会を持たず、各活動ごとに実行委員を選び企画運営を行っている。協議会設立以前から継続している活動も多く、豊府校区の伝統を受け継ぎながら運営を行っている組織である。

活動について

主な活動として、豊府祭り・防災訓練・スポーツ大会・歴史探訪ウォーキングが挙げられ、特に**豊府祭りは設立以前から続いている校区の一大イベント**であり、豊府小学校生やPTAを始め校区内の各種団体が協力し、6月から準備委員会を開催し11月の祭り開催に向けて準備を行う。

また、防災訓練については、各自治会を中心となって実施するなど、協議会活動だけでなく自治会活動も盛んである。



5点セットの活用

豊府校区では、地域づくり交付金を活用して様々な活動が展開されている。一部の交付金は自治会に再分配しており、自治会運営に活用されている。

また、協議会が主催する豊府祭りでは、広告協賛金と市の交付金で経費を賄い、出店料を取っていないため、毎年多くのお店が並び盛り上がりを見せている。

これからの豊府校区 -協議会 会長 波津久さん-

豊府祭りなど、協議会の主な活動がコロナの影響により中止となつたため、まずは以前の協議会活動を復活させ、今まで通りの豊府校区を取り戻したい。

また、活動と同時並行で、協議会の拠点施設の整備や協議会内の後継者の選定に取り組み、より強固な組織にしていきたい。

こうざき校区まちづくり協議会 (大分市 神崎校区)

地域コミュニティ
組織の事例

校区について

こうざき校区は公民館の建替えをきっかけに、こうざき校区まちづくり協議会(以下協議会)を設立した。協議会設立以前から校区内の海浜保全活動が活発で、1981年には**住民の手作りで「こうざき自然海浜公園」を開設**し、校区内外の方から親しまれる場となっている。また、校区内で起きた孤独死をきっかけに「NPO法人福祉コミュニティKOUZAKI」が設立され、協議会の協力団体として校区の福祉活動を支えている。

活動について

協議会の活動は、教育・環境活動を担当する「第1部会」、福祉・防災を担当する「第2部会」、文化・歴史を担当する「第3部会」に分けられ、部会ごとに企画運営を行っている。

特に第1部会では、ウミガメが帰ってくる森づくりを目標に掲げ、小学校と連携し海浜公園内に黒松の植樹・育樹を行っている。

また、協力団体であるNPO法人では、掃除や庭の手入れなど住民の困りごとを解決する「こうざきご加勢隊」や、ふれあいサロン、カフェなどの福祉サービスに取り組んでいる。

5点セットの活用



協議会では、市のー括交付金の中で、特に地域まちづくり活性化事業とご近所の底力再生事業助成金を活動運営を活用している。また、こうざき校区公民館に拠点を設けており、**公民館長が協議会の事務局長に就くことで、安定した協議会運営**ができている。設立時には、協議会と市が協定を結ぶことにより、校区の代表組織として活動成果を残すことができ、より一層活動の幅を広げている。

これからのこうざき校区 -協議会 会長 稲生さん-

「まちづくりは福祉から」という思いから、協議会として福祉分野により一層取り組んでいくとともに、海浜公園を環境活動の発信基地にすることを目標にしている。海浜公園や各種活動を通じて、校区外の方が地域の魅力を感じられるように、そして校区の住民が今以上に自らの地域を誇れるように、これからも協議会活動を続けていきたい。

宗方校区いきいきまちづくり 協議会(大分市 宗方校区)

地域コミュニティ
組織の事例

校区について

宗方校区いきいきまちづくり協議会(以下まち協)は、平成30年度に設立し、令和4年度で5年目となる。

宗方校区は、農業地域とマンション、団地などの住宅地が混在しており、エリアによって年齢や属性が異なることが特徴の一つである。

まち協には部会を設けておらず、各自治会が中心となって活動しているが、単独の自治会では難しい取組を協議会が実施している。

活動について

まち協の主な活動としては、災害対策が挙げられる。令和2年度に、各自治区ごとの危険箇所や避難場所を地図にまとめた「**宗方校区ハザードマップ**」の作成や**避難所運営連携訓練**を実施した。

訓練では、自治会長や防災士の方をはじめ、校区組織の代表者60名を集め、有事の際の避難所開設の動きを確認し、参加者同士の意見交換会も行われた。



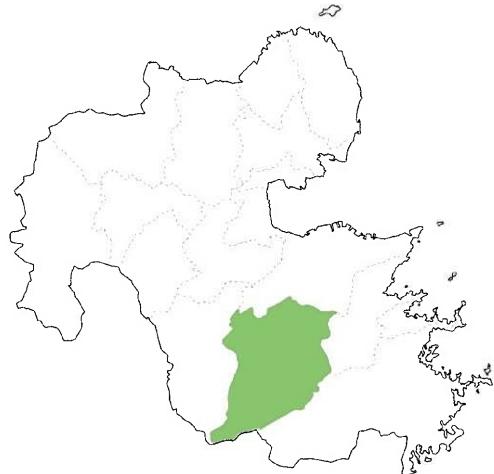
5点セットの活用

大分市では、各地域ごとに支所が設置されており、支所単位で協議会に関する事務等を担当する職員が配置されている。まち協には拠点施設がないものの、宗方校区を所管する種田支所に出向き、適宜まち協についての相談を行うなど、担当職員のサポート体制を整えている。

これからの宗方校区 -協議会 会長 緒方さん-

災害対策に今後も力を入れていくとともに、空き家対策にも取り組んでいく。協議会の活動がさらに活発になると、部会や拠点の必要性が高まることが予想されるため、今後協議会全体でどのような組織体制が良いのかを検討していく。

豊後大野市の取り組み



①豊後大野市のコミュニティ組織(地域振興協議会)

豊後大野市では、現在、25の小学校区のうち7地域に地域振興協議会(以下協議会)が存在する。また、設立推進地域として現在3地域が、設立に向けた準備や協議会の必要性の検討を行っている。

市では、設立した協議会と協働協定を結び、各種支援を行っている。協議会への支援策として、「地域支援員」を各協議会に配置しており、協議会の運営や企画、会議時のコーディネーターや地域のリーダー的な役割を担ってもらう。また、地域の出身職員等を派遣する「地域担当職員制度」も導入し、協議会と市との調整役を担っている。

②豊後大野市のコミュニティ組織の推進背景

豊後大野市では、町村合併後の周辺部対策の1つとして、平成23年度から協議会の設立推進を開始した。大野町の土師地区、緒方町の上緒方地区をモデル地区に選定し、前述の地域担当職員が設立準備時から支援を行った。両モデル地区の協議会設立を経て、平成24年10月に「豊後大野市まちづくり基本条例(以下基本条例)」を制定し、市民・市議会・行政の三者が一体となり、よりよいまちづくりを進めることとしている。

その後、基本条例や豊後大野市総合計画を踏まえ、平成26年3月に「豊後大野市地域コミュニティビジョン」を策定した。このコミュニティビジョンには、地域コミュニティの将来像その実現に向けた基本的な方向性、市の協議会への支援内容等を明記しており、新たに「地域づくり交付金」も創設した。

[平成23年]
地域振興協議会推進当初

- ・モデル地区の選定(土師、上緒方)
- ・財政的支援(地域支援員 : **3年の期限付き**)
- ・人的支援 (地域担当職員制度)

モデル地区の組織設立
を踏まえて策定

[平成24年]
豊後大野市
まちづくり基本条例 制定

- ・市民主体の地方自治の実現
- ・協働のまちづくりの推進



[平成26年]
豊後大野市
地域コミュニティビジョン

- ・財政的支援(地域支援員 : **3年の期限付き**)
- ・財政的支援(地域づくり交付金 : **3年の期限付き**)
「地域配分額+地域コミュニティ活動事業額」
(実績配分で地域が2割負担)
- ・活動拠点施設の支援
- ・社会教育と地域振興の連携・情報発信の支援
- ・人的支援(地域担当職員制度は継続)

地域からの声
「拠点の維持管理が困難」
「支援員制度を継続してほしい」

[平成28年]

- ・財政的支援(地域支援員 : **期限なし**)
- ・財政的支援(地域づくり交付金 : **期限なし**) → 活動事業額を地域が2割負担することを考慮

③豊後大野市の支援の5点セット

項目	ノウハウ	人的支援	財政的支援	拠点施設	正当性
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域担当職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり交付金(地域配分+活動支援) ・地域支援員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧小学校校舎 ・市有施設の無償譲渡又は無償貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の締結

ポイント①

人的支援「集落支援員制度」の活用

豊後大野市では、集落支援員制度を活用して、協議会の運営・企画等の事務的役割、地域のリーダー的役割を担う「地域支援員」を配置している。市は、協議会から推薦された方を、地域支援員として委嘱する。地域支援員の報酬は、市と地域振興協議会が委託契約を締結し、協議会が地域支援員を雇用する形で支払われる。報酬の内訳は、日額6,940円×12日×12月となっている。

地域支援員の業務内容は、地域の実態調査や地域課題の検討、計画に基づく活動の支援、地域内の各種調整、行政との連携、情報発信等多岐に渡るため、地域の実情に詳しく、住民からの信頼があり、また簡単な事務作業ができる人物が望ましい。

制度の創設当初は、設立後3年間のみの期限付きだったが、地域や市役所内部からも支援員の重要性について声が挙がり、現在では期限を設けていない。支援員の委託契約期間は1年単位となっているが、人員の確保が難しい地域が多く、設立時から継続して地域支援員を務めている方もいる。

[地域支援員の声]

設立当初より、地域支援員として携わっています。私自身、生まれも育ちもこの地区のため、地区内に知らない人はおらず、家族みたいな間柄です。地域支援員として、各種事務作業を行っています。

現在の一番の課題は、地域支援員の後継者がいないことです。事務作業に抵抗を持っている方も多く、なかなか次の方が見つかりません。今後は、可能な限り事務量を減らしたり、複数人で地域支援員ができないかなどを検討しながら、後継者確保に努めたいです。



<まとめ> 継続した行政の支援体制

協議会が持続的に運営していくためには、継続した行政の支援が必要である。豊後大野市は、当初、「地域支援員」とび「地域づくり交付金」とともに、設立後3年という期限を設けていたが、地域の実情に柔軟に対応し、現在は両制度とも期限を撤廃している。

なお、地域の課題や実情を的確に把握するためには、地域住民と行政の関係づくりが不可欠であり、連絡協議会等を上手く活用することが重要である。

上緒方振興協議会 (豊後大野市 緒方町 上緒方地区)

地域コミュニティ
組織の事例

地区について

上緒方振興協議会(以下協議会)は、豊後大野市のモデル地区として平成24年に設立した。上緒方地区は、355世帯で、高齢化率は61.2%である。協議会は、「福祉部会」、「文化部会」、「体育部会」、「女性部会」の4部会制を取っている。また、事務局を3人体制としており、各種活動のサポートを行っている。

活動について

協議会の主な活動として、福祉事業が挙げられる。介護予防事業として「ふれあいカフェ」を月1回開催しているほか、10自治区のサロン参加者で、誰でも楽しめるニュースポーツ「ペタンク」の大会を実施するなど、地域住民の交流に力を入れている。

また、協議会とは別組織ではあるが、同じ拠点施設に入っている『かみおがたサポートセンター「ふれあい」』では、生活支援サービスを実施しており、協議会とも適宜情報交換しながら、地域住民の困りごとの解決に取り組んでいる。

5点セットの活用

協議会の拠点施設である上緒方ふれあいセンターは、廃校になった旧小学校のグラウンドに設置されているため、地域の思い入れも強く、住民の憩いの場となっている。

また、体育館が隣接していることから、各種イベントを開催する際の利便性もよく、協議会が活発に活動する環境が整えられている。

これからの上緒方地区 -協議会 柳井さん、三代さん-

協議会では、今後も福祉事業を継続して行い、協議会と「ふれあい」の合併も視野に入れている。また、読んでもらえる広報紙を目指し、昨年から上緒方地区の歴史コラムを載せている。コラムのファンもあり、今後も続けていく予定だ。

一方で、活動メンバーが固定化しており、活動自体のマンネリ化の声もある。今後は、多世代が参加できるような新しい活動も検討していく予定だ。



長谷川地区振興協議会 (豊後大野市 緒方町 長谷川地区)

地域コミュニティ
組織の事例

地区について

長谷川地区は、高齢化率が77.7%で豊後大野市の振興協議会の中で最も高齢化率が高い。同地区では、以前から道路整備の要望活動などを行う振興協議会があったが、平成25年に、豊後大野市の支援制度を受けるため協議会の体制を見直した。設立時より部会はあるが、基本的には各自治区の代表者による推進委員が中心となり、協議会活動を行っている。

活動について

協議会の活動は、高齢化対策、防災対策と生活保全対策、歴史・伝統の継承の4つに分類される。以前は、どの分野も大規模なイベント等を行っていたが、高齢化が進み、継続したイベント運営が難しくなったため活動の幅を縮小した。

その一方で、大分県の無形民俗文化財に指定されている「奥嶽流上烟獅子舞」の保存するため、地域住民と大分大学の学生サークルが協力して各種イベント、施設で披露するなど、教育機関や学生との連携を強化している。



5点セットの活用

長谷川地区は、高齢化率は高いが、今まで数々のイベントや活動を実施してきた地区である。協議会の運営においては、地域支援員の存在が大きく、地区の取りまとめ役として活躍している。また、補助金も積極的に活用しており、大学生など多世代交流のイベントなど、外部人材との連携による地域活性化につなげている。

これからの長谷川地区 -協議会 荒巻さん、麻生さん-

協議会では、今後さらなる高齢化が予想される長谷川地区で、自分たちのできる範囲で必要性の高い分野に絞り、活動をしていく予定だ。一方で、学生たちとの交流は継続し、卒業し社会人になった方とも、継続してつながれるようにこまめに情報交換や情報発信を行っていく。

土師振興協議会 (豊後大野市 大野町 土師地区)

地域コミュニティ
組織の事例

地区について

土師地区は3自治会から構成され、総戸数100戸以下、高齢化率70%以上の人ロ減少・高齢化が極めて進展した地区である。地区的小学校の廃校に伴い地域再生委員会が発足し、その後、平成24年に豊後大野市のモデル地区として、土師振興協議会(以下協議会)が設立された。協議会内に部会を持たず、住民全員で取り組むこと、住民一人一人が主役の地域づくりを目指している。

活動について

地区内に「ふるさと体験村」があり、平成27年より協議会で運営を開始した。毎年7月上旬にふるさと体験村夏祭りを開催し、500人前後の方が参加している。

また、日本文理大学と年間を通じ学生の農業体験や地域の課題解決の提案会などを行い、地区住民との交流を図っている。

現在はコロナ禍で規模が大きな活動はできていないものの、状況を注視しながら料理教室やふれあい土師祭、スポーツ大会等少人数で開催できる活動を続けている。



5点セットの活用

協議会の事務局長として地域支援員を設置し、協議会業務だけでなく各自治会の総会資料作成等を引き受けており、地区内の中心的な役割を担っている。拠点施設の「土師公民館」では、サロン活動などが開催され、住民の憩いの場になっている。

これからの土師地区 -協議会事務局長 田尻さん-

協議会として、これからもサロン活動など福祉活動を継続していくたいと考えており、今後は参加者の高齢化を懸念し、移動支援も視野に入れて計画していく予定である。また、協議会のメイン活動であるふるさと体験村夏祭りなど、地区内外の方が交流できる活動を復活させ、地区を盛り上げていく。

まとめ

このガイドブックでは、地域コミュニティ組織に対する市町村施策に焦点を当て、4市の事例等を紹介してきた。最後に、4つの市を比較し、どのような支援が地域コミュニティ組織には有効なのかを考えていく。

1. ノウハウ

4市	宇佐市	臼杵市	大分市	豊後大野市
メニュー	・地域コミュニティ組織連絡協議会の実施	・地域振興懇談会の実施	・連絡会議の実施 ・まちづくり協議会ハンドブックの作成	・連絡協議会の開催

〈分析〉

どの市でも地域コミュニティ組織の**連絡協議会等を開催**しており、組織間の連携に入れている。特に、宇佐市の地域コミュニティ組織連絡協議会は、地域おこし協力隊の活動報告等をセットで行っているため、他の地域の活動が幅広く共有することができる。

ただし、連絡協議会が自治体への陳情や要望だけで終わらないようにするために、**組織同士でしっかり話し合えるプログラムが必要**である。

2. 人的支援

4市	宇佐市	臼杵市	大分市	豊後大野市
メニュー	・担当課の拡充 ・地域おこし協力隊員の活用	・地域パートナー制度	・専任部署の設置	・地域担当職員の配置

〈分析〉

担当課の設置に加え、地域おこし協力隊員など**外部人材の活用**を行っている。地域と職員・協力隊員のマッチングの工夫が成功に繋がっている。また、外部人材として、中間支援者の活用も今後期待される。一方で、外部人材の活用が難しい地域では、地域パートナー制度等で行政職員に協力してもらい、**人的支援の幅を広げることも大切**である。

3. 財政的支援

4市	宇佐市	臼杵市	大分市	豊後大野市
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ組織運営交付金(3つの交付金を一括交付) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援員の配置による間接的な事務局経費の支援(地域支援員制度を活用) 各種補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり交付金(5つの助成金) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり交付金(地域配分+活動支援) 地域支援員の配置

〈分析〉

各市で様々な支援メニューを用意しているが、臼杵市と豊後大野市では、**地域支援員の設置**など財政的支援とあわせて人的支援が実施されている。組織の継続や活発な活動には、事務局機能の強化が極めて重要であり、事務局を2人体制にする組織も増えている。

また、大分市のように、**既存の交付金等を一本化**して交付することで、コミュニティ組織の創意工夫により活用することができる。

4. 拠点施設

4市	宇佐市	臼杵市	大分市	豊後大野市
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> 市営施設の使用料免除 市営施設以外は12万円を上限として交付額を増額 	<ul style="list-style-type: none"> 地区公民館 旧小学校 市の遊休施設等を無償で貸出 防災機能を兼ねたコミュニティセンターの新設 	<ul style="list-style-type: none"> 校区公民館等の無償貸与 	<ul style="list-style-type: none"> 旧小学校校舎 市有施設の無償譲渡又は無償貸付

〈分析〉

活動拠点は、市有施設であれば**使用料を免除**にしている市が多い。また、市有施設がない地域に対しても、宇佐市のように**交付額を増やし、民間施設の利用料に充ててもらう**ことで事務局機能を強化することもできる。

5. 正当性

4市	宇佐市	臼杵市	大分市	豊後大野市
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> 協定の締結 計画書の認定制度 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ組織の認定制度 	<ul style="list-style-type: none"> 市の認定 	<ul style="list-style-type: none"> 協定の締結

〈分析〉

正当性の付与を目的として、4市とも**地域コミュニティ組織の認定や協定の締結**などの手順を踏んでいる。また、宇佐市のように活動計画の認定を行うことで、更に活動の実効性が高くなると考えられる。

(その他) 支援のプロセス

4市	宇佐市	臼杵市	大分市	豊後大野市
メニュー	<ul style="list-style-type: none">・まちづくり指針・コミュニティビジョン・まちづくり行動計画・自治基本条例・連絡協議会の設置	<ul style="list-style-type: none">・モデル地区選定・まちづくり基本条例・地域振興懇談会の開催・コミュニティ助成事業の拡充	<ul style="list-style-type: none">・まちづくり自治基本条例・支援の拡充・地域づくり交付要綱制定・まちづくり協議会連携会議の開催	<ul style="list-style-type: none">・モデル地区選定・支援の拡充・まちづくり基本条例・地域コミュニティビジョン・地域振興協議会設置及び運営に関する実施要綱の改定

今回取り上げた4市とも、地域コミュニティ組織の育成等に向けたビジョンや指針等を定め、自治体の施策としてしっかりと方向性を固める一方で、その支援策については柔軟に見直しを行ってきた。このように、地域住民の声に耳を傾け、その市に合った支援内容へと**プラスアップを重ねていくことが最も重要**である。

また、そのためには、連絡協議会等の開催により、地域コミュニティ組織と対話しやすい環境を整備することが重要となる。

〈総評〉

今回事例として紹介した4市は、いずれも地域コミュニティ組織に関する指針等が定められており、継続的に組織を支援する体制が整えられている。県内では、指針等が未策定の市町村もあるが、住民主体による地域コミュニティ組織の設立や持続的な運営を推進するためには、まずは各自治体において、**指針やビジョンを明確化することが重要**となる。

また、冒頭に紹介した「行政の支援5点セット」を整備する上の要点としては、**住民が望むタイミングやプロセスで支援すること**である。4市とも地域コミュニティ組織の要望に応える形で、柔軟に支援内容の見直しを行ってきた。その際に必要となるのは、行政側と地域コミュニティ組織側との綿密な連携である。

一方で、ある程度地域コミュニティ組織の設立が進んだ自治体においては、**組織内の人材不足**が課題として挙がっており、従前の組織設立や活動に対する支援のみでは解決が難しい状況となりつつある。

各組織が持続的に運営していくためには、世代や性別などを超えた幅広い人材確保のための仕組みづくりが必要となっており、自治体においても新たな支援体制の整備が求められている。